

大阪高裁での「和解」について

(2021年4月3日「田中君を支える会からのお礼と報告」を一部抜粋・加筆)

田中君は落合正行さんとともに2015年10月25日に追手門学院大学を懲戒解雇されました。2015年12月28日に大阪地裁に懲戒解雇撤回を求める裁判を提起し、2020年3月25日の一審判決での勝利ののち大阪高裁で控訴審が続いていましたが、2021年3月24日に和解が成立し、5年半に及ぶ裁判が終結しました。

田中君は控訴審でも断固とした勝利判決を得て被告に真摯な謝罪を求めたいと考えていたことから、謝罪表明がなされずに和解することに「主観的には納得のいくものではなく、苦渋の決断であり、断腸の思いです」と語っていますが、客観的には完全な「勝利和解」と言える内容でした。

懲戒解雇が撤回され、定年退職まで教授職の地位が確認されたことなど、まさに勝利であり、みなさまと共に喜びたいと思います。

なお、和解にあたって下記(1)～(4)以外は「正当な理由なく、第三者に口外しない」とされたことにより、詳しくご報告できないとのことです。

- (1) 1審原告落合正行及び1審原告田中耕二郎に対する懲戒解雇及び普通解雇の意思表示が撤回されたこと。
- (2) 1審原告落合が、平成31年3月31日をもって定年退職したこと、及び、同退職時点において追手門学院大学心理学部教授の地位を有していたこと。
- (3) 1審原告田中が、令和2年3月31日をもって定年退職したこと、及び、同退職時点において追手門学院大学経営学部教授の地位を有していたこと。
- (4) 本件訴訟が訴訟上の和解により終局したこと。